

監査の指摘に対する状況

No.	年度	課等名	指摘事項	指摘区分	措置の内容	措置状況
1	R 5 定期監査	教育総務課	支出負担行為に係る事務が適切でなかったもの 中学校教育用コンピュータ機器等借上始め2件の支出負担行為決議書について、1件の金額が3,000万円以上であったものの、会計管理者への合議がなされていなかった。 支出負担行為の決議に当たっては、春日井市会計規則等に基づき適正な事務処理をされたい。	注意	支出負担行為の決議に当たっては、チェックシートを作成し、活用して職員の書類確認を確実に行うことにより、春日井市会計規則等に基づいた適正な事務を行います。	措置済
2	R 5 定期監査	学校給食課	使用料の徴収に係る事務が適切でなかったもの 使用期間が6か月以上の職員等駐車場に係る行政財産目的外使用料の徴収において、納入期限が使用を開始する月の末日を越えて設定されていたものがあった。 春日井市行政財産目的外使用料条例等に基づいた事務処理を徹底するとともに、チェック機能の強化を図られたい。	注意	春日井市行政財産目的外使用料条例等に基づいた事務処理を徹底するよう、職員に周知しました。 また、今後については、納入期限に誤りがないよう決裁時に、納入期限が使用開始月の末日で記載された早見表で確認し、再発防止を図ります。	措置済
3	R 5 定期監査	野外教育センター	使用料の徴収に係る事務が適切でなかったもの 次の3件について、春日井市行政財産目的外使用料条例等に基づいた事務処理を徹底するとともに、チェック機能の強化を図られたい。 (ア) 使用期間が6か月以上の職員等駐車場に係る行政財産目的外使用料の徴収において、納入期限が使用を開始する月の末日を越えて設定されていたものがあった。 (イ) 電柱等の設置に係る行政財産目的外使用料について、条例改正により使用料が改正されていたものの、従前の使用料で算定され過徴収となっていた。 (ウ) 自動販売機設置に係る使用料において、特段の理由なく調定決議に時間を要しているものがあった。	注意	春日井市行政財産目的外使用料条例等に基づいた事務処理を徹底するよう、手順書として事務室に掲示し職員に周知しました。 (ア) 今後は、納入期限に誤りがないよう決裁時に、納入期限が使用開始月の末日で記載された早見表で確認し、再発防止を図ります。 (イ) 使用料の過徴収については、すみやかに還付しました。今後は、使用料の算定に誤りがないか、都度、最新の条例等を確認し、課内で作成した収入一覧表と突合することで、再発防止を図ります。 (ウ) 今後は、遅滞なく事務処理が行えるよう課内で作成した収入一覧表と突合することで再発防止を図ります。	措置済
4	R 5 定期監査	野外教育センター	現金の取扱いが適切でなかったもの 少年自然の家使用料等において、収納日の翌日までに金融機関へ払い込まれていないものが散見された。 現金の収納に当たっては、春日井市会計規則に基づき適正な事務処理をされたい。	注意	今後は、勤務日ごとに金融機関への払い込み担当者を定め、払い込みに遅延がないようにします。また、手順書を作成し職員に周知しました。	措置済
5	R 5 定期監査	野外教育センター	備品出納に係る事務が適切でなかったもの 取得、廃棄した備品(いずれも軽貨物自動車)について、備品出納簿に受け入れ、払い出しの記録がなされていなかった。 春日井市財産管理規則に基づき適正な事務処理をされたい。	注意	備品出納簿に受け入れ及び払い出しの記録を記載しました。今後は、取得備品に係る支出命令書の決裁時に備品出納簿を添付するなど、該当の記録について確認します。また、手順書を作成し職員に周知しました。	措置済